

# パブリックコメントで寄せられた主な意見

令和8年4月21日  
知的財産戦略推進事務局

- 意見募集期間：令和7年12月26日（金）～令和8年1月26日（月）
- 意見提出数：2161件（うち、法人・団体数：99法人・団体）
  - ※意見提出総数は意見数であり、  
同一人物・団体が重複して提出しているものを含む

## 1. 基本的考え方について

- 透明性の確保は重要であり、本コードに賛同。
- 国際競争で日本だけ不利にならないよう、EU等との整合を重視している点に賛同。
- 本規範は強制的な性質を持つべき。
- 導入企業がAIベンダーを選定する際のデューデリジェンス（DD）基準として、本コードに基づく開示情報が活用されることを期待。
- 「利用者の心身の安全を含む包括的な利用者保護」の観点を目的に明記し、「利用者保護」の観点をより明確に位置づけるべき。
- プリンシプル・コードにより自主的な対応を促すのが望ましいと考える場合でも、従わない事業者が一定数いる場合は法制化の検討に着手するべき。
- 権利者や利用者がいないがしろにされる傾向があった中、本コードの策定は画期的な取組である。

## 1. 基本的考え方について

- この程度の開示は無意味という事業者もいるが、開示は立派な抑止力である。
- EU型とUS型を併存させた、ハイブリッドガバナンスモデルとして評価する。
- 「信頼できるAIを創る」とするのであれば、どのようなデータを、どのように収集しトレーニングに使用したか開示できない状態では信頼たりえない。
- 比較可能な様式（機械可読な項目）とすべき。
- 訂正履歴の確認等、虚偽申告へ対応できるようにすべき。
- 受入れ状況の検証又は評価の在り方について、必要に応じて検討を行うことが考えられる旨を追記すべき。
- 届出や更新手続きにあたってはe-GovやGビズポータル、公表に当たってはGビズインフォとの連携を図ること等を期待。
- 実効性確保のために罰則を設けるべき。

## 1. 基本的考え方について

- 国内外問わず積極的に同コードが受け入れられるための施策の検討並びにその周知に努めるべき。
- 本コード（案）が実効性を持つためには、履歴管理を推進しつつ、技術進展を止めない運用設計が必要。
- 日本は膨大かつ高品質なデータ、権利を保有している世界でも有数の国であり、権利を保護し、国の利益に結びつくようにしていくことが我が国にとって重要な生成AI時代の戦略である。
- 現状、特定イラストレーターの作品に酷似した生成物を作り名誉を棄損するケースが多く見られる。一般人がボタン一つで一瞬でそのような嫌がらせ、営業妨害、著作権侵害が行われてしまうため個人で弁護士を雇い、戦うのにも限界がある。

## 1. 基本的考え方について

- 多くのクリエイターが「自分の作品がAIの学習に利用されること」を防ぐために、自衛策としてSNSアカウントの閉鎖や移動、投稿の削除を余儀なくされている。本来、表現の場であるはずのプラットフォームにおいて、利用者側が多大なコスト（労力・機会損失）を払って対策しなければならない現状は、極めて理不尽であり、創作意欲を減退させる要因となる。
- 生成AIの学習は「人間の学習や模倣と同様である」と説明されるが、この両者を同一のパラダイムで扱うことには、根本的な無理がある。人間が創作活動を行う際の参照学習は、個体としての寿命、記憶容量、注意力、再現精度といった点で厳しい制約を受けている。一方、生成AIは、極めて大量のデータを高精度に保持し、統計的特徴をほぼ劣化なく内部表現として蓄積することが可能である。このような能力差が存在するにもかかわらず、人間の模倣と同一の基準で生成AIの学習や出力を評価することは、著作権者にとって過度に不利な結果を招きかねない。
- 生成AIは、無断で収集・利用された学習データがなければ、そもそも機能し得ない技術である。こうした状況を看過したまま利活用のみを推進することは、結果として、創作者からの一方的な価値の搾取を正当化する構造を固定化させかねない。

## 1. 基本的考え方について

- AIに無断学習を許すならば、そもそも主従関係として「学習データがなければ現在のいわゆる生成系AIは何も出来ない」という点が重要です。学習データが主であり、AIのシステムは従である。AI側はデータを「使わせてもらう側」であり、主たる学習元に対し、適切な支払い、悪用できないようにする規制、違反した場合のAI企業への罰則を設けるのが当然。
- 原則を実施しない時点で、どのような事情があろうとも、生成AI利用者及び権利者の置かれた事情を全く考慮されていないと感じる。「原則を実施しない理由」を十分に説明されたとしても、データセット内の透明性は一切保証されない。
- コンプライ・オア・エクスプレインについては、原則を実施しない理由の説明が不適切な場合には、適切と認められるまで生成AIサービスなどの提供を認めないこと、「説明している以上は実施しないままでOK」ではなく、ゆくゆくは実施できるようにするための取り組みを年1回の見直しにおいて求めるようにすべき。
- 日本のAI事業者に対して過大な負担を課すものであり、日本におけるAI開発・利活用を阻害し、国際競争力の低下を招く。

## 1. 基本的考え方について

- 実質的に国内事業者のみを対象とする形で運用された場合、国益や国内産業競争力の観点から望ましい姿とは言えない。
- スタートアップや小規模事業者の新規参入を委縮させる。
- 海外事業者が日本市場を敬遠し、日本国民が最先端のAIサービスにアクセスできなくなるリスクがある。
- 出力が業務処理結果にとどまり公衆向け流通を目的としない場合には対象外とすべき。
- 顧客の家庭内など閉域での利用は対象外とすべき。
- 一の法人が正当に保有・管理する業務データに基づくサービスについては対象外とすべき。
- 「利用者が権利侵害リスクのあるコンテンツ生成を行うことができる生成AIシステム」にその範囲を限定すべき。

## 1. 基本的考え方について

- チャットボット等の利用する者が特定されるような場合や特定かつ限定的な目的でのみ利用されるものは除外されるか明確にすべき。
- グループ会社での利用は「一の法人又は個人が保有するデータを用いて、その者のみが使用する生成 A I システムを提供する者」のみに該当するのか明確にすべき。
- B2Bの場合、単一顧客に対する生成AIシステム又はサービス提供は対象外であることを明確化すべき。
- 事業者一覧が公表されるため、事実上の強制力を持つ規制と変わらない。
- コンプライ・オア・エクスプレインの手法によらない一般的なガイドラインとすべき。
- 独自の報告形式を新設するのではなく、既存の開示枠組みへの記載をもって代替可能とすべき。

## 1. 基本的考え方について

- 「エクスプレイン（実施しない理由の説明）」を選択する場合において、事業競争力確保の観点から「技術的な制約」や「過度な業務負担」が正当な理由として認められる旨を、ガイドライン等で明確化するべき。
- オープンソース等のオープンなAI開発の実務では、モデルカード、データカード、リポジットリ、本府ページ等で情報開示が行われるのが一般化されており、コーポレートサイトでの公表方法の限定はオープンソースのコミュニティや研究コミュニティの実態にあっていない。よって、公表は一般にアクセス可能で継続的に参照できる媒体であれば足りる旨を明記すべきであり、機械可読も推奨に留めるのが望ましい。
- コンプライセズエクスプレインを採用した事業者や、エクスプレインさえしない事業者との間で不公平感を感じさせないに足る、実効性確保の具体策が示されるべき。
- 内閣府知的財産戦略推進事務局等による審査を経た原則1の受入状況の公開等により、遵守事業者への批判的なレピュテーションを抑止すべき。

## 1. 基本的考え方について

- 「非開示」は、事業者の権利として認められているものであって、企業姿勢として直ちに不誠実ととられることがないように、政府からの発信での配慮をするべき。
- EU AI Act等の海外の枠組みと比較しても厳しい要件が含まれ、事業者に過剰な負担を強いる内容となっている。
- 上流モデル（海外を含む）が本コード整合の開示・窓口を備える場合、下流は自社の追加部分のみを開示すれば足りる、という規定を明記すべき。
- AI法との位置づけや付帯決議との内容との整合を考慮すべき。
- 従来の国際的基準や国内ガイドラインを基本としたアプローチとすべき。
- 「生成AI提供者」では開示が難しい項目があり、考慮すべき。
- 「生成AI事業者」の定義について、まずは「基盤モデルを開発し、提供することを主たる事業とする者」に限定して運用を開始すべき。

## 1. 基本的考え方について

- リスクベースアプローチを採用し、段階的な負担とすべき。
- 「エクスプレイン」として非開示の理由を公表したとしても、風評被害等で事業者が不利益を被ることも想定される。

## 2. 原則1について

- 透明性の確保に向け原則1の各事項の開示は非常に重要。
- 概要レベルでの情報開示は、国際的なベストプラクティスとも整合している。
- 内閣府に公開いただいた記載例に沿った粒度であれば対応可能なものが多い。
- 「合理的なディスクロージャーによって信頼性を高めて、そして、お客様を獲得していく」といった市場による規律は有効かつ重要であり、原則1の内容および開示を求めることに賛成。
- 原則1による開示は、自社の内部統制を開示するものと評価することで、望ましい経営であり、生成AI事業者やその取締役が免責される可能性を高め、インセンティブを高めることができる。
- 具体例が示されることで分かりやすくなり、事業者の取組を比較できるようになるので、良い取組である。
- 透明性については、一定の範囲で事業者も対応可能なのではないか。

## 2. 原則1について

- 実際は外国でもデータセットの透明化が進んでおり、日本が遅れないようにすべき。
- 海賊版回避は「基準の考え方」と「誤判定是正」をセットとすべき。
- 学習データの「偏り（概略）」を透明性項目として記載すべき。
- ユーザーエージェント公開、変更通知、クローラ方針の履歴までセットで記載すべき。
- 学習データに関する情報を開示することは、サービスへの信頼確保のために極めて重要。
- クローラに関する開示を求めた方針は妥当で、第三者クローラからの提供データを対象に含めていることにも賛同する。検索拡張生成（RAG）で利用される参照用の「知識データ」についても蓄積している場合は開示対象に含めるべき。

## 2. 原則1について

- 「原則1」が定める開示対象は「データに関連する事項」とのあいまいな表現にとどまり、また開示の具体例もデータセットを特定し得る記述とはなっておらず実効性のある開示を求める規定とすべき。
- 具体例で示されている要素だけでなく、提供事業者名やデータの名称などそれぞれのデータセットを特定できる情報の記述を求めるべき。
- AIクローラーの名称/識別子、目的、所有者等の情報を公表することにコミットしている点に同意する。こうした透明性は、権利者やボット管理提供者がトラフィックを正確に識別・管理するために必要。
- 学習データには、個人を識別できるコンテンツを含めるべき。本規範はより詳細なアプローチを採用し、AI開発者および提供者に対し、学習および検証に使用した各作品について、可能な場合には具体的な詳細情報を提供することを義務付けるべき。
- 生成AIシステム又はサービスの開発・提供・利用中に行われた意思決定等に関するトレーサビリティを確保するため、学習・検証データの記録方法、頻度、保存期間等に関する事項も明記すべき。

## 2. 原則1について

- 高リスク領域は開示内容を強化すべき。
- 「回避に取り組む」という表現では、実際に回避がなされているか否かが不明確となるため、海賊版サイト等へのクロールの有無を開示させることが必要。
- 一度学習されたデータについても、権利者からの申し出があった場合に影響を低減するための努力（アンラーニング等）を行うことを、努力義務として明確化すべき。
- 権利者が生成 A I の学習や利用に反対の意思を示しているウェブサイトを、無断で学習や検索拡張生成（R A G）の対象としないことを追記すべき。
- 「知的財産権を侵害する生成物の生成を防止する技術的措置を可能な限り講ずること」を「知的財産権を侵害する生成物の生成を防止する技術的措置を講じ、その取り組み内容を公表すること」に修正すべき。
- 学習ログは合理的な期間保存されるべき。

## 2. 原則1について

- 改ざん検知可能であること、事後に整合性確認が可能であることを要件として位置付けるべき。
- 最低限の開示が望まれる情報についてはテンプレートを設けるなど、事業者の負担を軽減するための対応をすべき。
- 特定の画風・特徴の表現を目的とした生成AIについては、「権利者からの許諾を得ているか」を開示情報の重要項目とすべき。
- 運用開始後、いつ何時問題が明らかになるかは予測不可能であり、運用しているシステムに使われたデータは恒久的に保存と開示の義務がある。
- ルールを守る善意のユーザーを想定するのではなく、ルールを破る人がいることを前提に、物理的・技術的に「悪いことができない」仕組みをAI自体に組み込むことを必須要件とすべき。

## 2. 原則1について

- 事業者が示した「実施しない理由（エクスプレイン）」が不十分、あるいは虚偽であった場合や、利用規約等で本原則を無効化（オーバーライド）しようとする場合に対する、実効性のある制裁（公表、勧告、業務制限等）を明記すべき。
- 現在の生成AI開発者・提供者・利用者の無知/無法ぶりを見ていると「知的財産権保護のための措置」があつてなお、著作権をはじめとする多くの権利が侵害されてしまう可能性を拭いきれない。もっと開発・提供・利用側を強く規制をした上で、クリエイターをはじめとする多くの人々が開示請求をしやすい仕組みにすべき。
- LLMにおける資産はデータ学習結果から得られたパラメータであつてこちらは学習側の機密として保護されるべきだが、学習データセットおよびその摘要には学習側は何の権限も持たない。許諾を得た出典の開示は社会的に権利情報の信頼性が担保されるし、無許諾の出典開示は権利者/開示仲介窓口負担を回避することが出来る。
- 開示内容の粒度や表現方法によっては、専門的知識を有しない利用者や個人の権利者にとって実質的な理解が困難となるおそれがある。概要開示が形式的なものに留まらないよう、分かりやすさへの配慮が求められる。

## 2. 原則1について

- HAIP報告枠組みへの対応やモデルカードの公開等、既に公開している資料での開示が原則1の目的を実質的に果たしている。
- 公開手法の限定や、公開内容について必須となる項目を限定し、機密情報・営業秘密を考慮すべき。
- 原則1の開示は事業者にとって技術的・経済的に多大なコストとなる。
- 情報開示を行うことでノウハウの流出やセキュリティ上の懸念が生じる。
- 生成AI提供者では開示が難しい事項が含まれる。
- モデルの種類やプロダクト・サービスが多岐にわたる場合、網羅的な記載を必須とすると記載量が膨大となり、Webページの管理も非常に煩雑になることが予想される。このような場合、主たるサービスを抽出して記載することで足りるか明確にすべき。
- どの基準まで公開するとコンプライしたことになるのかAI事業者側で判断を行いにくい。

## 2. 原則1について

- 概要開示対象事項には、アーキテクチャや設計仕様、トレーニング方法、学習に用いたデータの種類など、AI事業者にとって営業秘密やノウハウと言える部分も含まれており、競争力の根幹に関わるものである。
- 原則1の開示項目は営業秘密／ノウハウに該当する。
- 営業秘密や契約上の機密情報、または機密性の高い事業・技術情報の開示は求められないことを、コード案において明示すべき。
- ノウハウの保護やセキュリティ等の点から開示を行わないことを認める旨を明示すべき。
- クローラの識別子を公表すると、ウェブサイトの運営者は誰がどのようなデータを取得したのかを把握することができるため、かかる情報が運営者により広く公開される等により流出すると、守秘性の高い情報が流出してしまう。

## 2. 原則1について

- 意思決定に関わる決裁書類や顧客（ステークホルダー）との議事録等は、事業者の営業秘密に該当するなることがほとんどであり、開示は現実的に極めて困難。
- AI事業者ガイドラインにおいても、AI Actにおいても、公表が予定されている事項ではないため、一般に広く公開することにそぐわず、除外すべき。
- 技術的に困難な事項が含まれる／事業者負担が大きい。
- 電子透かしやC2PAといった技術はまだ十分に浸透した技術ではなく発展途上であり、容易に削除しうるもので、実効性も十分とは言えないため、この項目は削除すべき。
- 著作権ポリシーについて「その要旨を外部に公表すること」との記述を削除すべき。
- 「電子透かし、C 2 P A その他のコンテンツの出所や来歴を証明するような技術的措置を可能な限り講ずること。」との記述を削除すべき。
- 「学習したログを一定期間保持していること」との記述を削除すべき。

## 2. 原則1について

- 照会窓口は実装が難しい会社ほど放置になりがちなので、内閣府が共通テンプレート（入力項目・回答形式）を提示すべき。
- 意思決定等のすべてを追跡・遡及可能な状態とすることは、事業者の負担及び機密保持の観点から現実的に困難である。
- 「標準化されることが期待」という表現は、任意の枠組みであるにもかかわらず、別紙具体例を事実上のチェックリストとして固定化し、実務上の“義務”として運用される誘因となり得る。オープンソースコミュニティや研究における頒布のモデルでは、提供形態が多様で、画一的な開示フォームや運用要求が適合しない場合があり、「例示が標準化」とすると禁止用途の記述やログ・透かし等の要求が連鎖的に上流へ波及し、委縮効果を生むことになる。
- 「アーキテクチャ」の開示は、例えば「Transformerベース」「拡散モデル」といった技術的な大分類（一般名称）の提示をもって原則を満たすものとし、独自の技術的工夫や詳細な内部構造の開示を求めるものではないことを明記すべき。

## 2. 原則1について

- 開示対象が「概要」であることは記載されているが、項目の中に「推論過程や判断根拠を含むパラメータの設定」等、受け手次第で詳細開示に読める文言が含まれる。国内事業者が、営業秘密や安全保障・セキュリティ上の懸念から開発・提供を控える誘因となり得るため、開示粒度を明確化すべき。
- 追加のリソースが必要とされることになるうえに、効果が乏しいので反対。モデルアーキテクチャを記載したところで、それが一般にAIモデル学習へのデータの無断利用などで損害を被る人の救済にはなりえない。
- セキュリティ・攻撃耐性に直結し得る項目である。
- クローラーの名称・識別子の開示要求を完全に削除し、著作権法第30条の4が認める解析の自由を実質的に制限（オーバーライド）しないことを明文化すべき。
- 保持期間は一律ではなく、用途・影響度・事故原因究明・再発防止・立証の必要性等を踏まえたリスクベースで整理することが望ましい。

## 3. 原則2について

- 権利者や利用者が「自分のコンテンツが学習対象に含まれた可能性」を確認し、必要に応じて救済につなげるための重要な導線である。
- より高度な情報開示の枠組みを盛り込んだことを歓迎。
- 照会・回答のテンプレート（統一フォーム）を整備し、個人でも提出可能とすべき。
- 個人クリエイターが救済にアクセスできるよう、照会手数料の上限目安や、減免の考え方を示すべき。
- 申請者がオンラインに投稿したコンテンツと類似または同一の出力結果を提示できる場合のみに、更なる情報開示が限定されるべきではないことを明確にすべき。
- 事業者に対しては、形式的な当該URLそのものからの学習の有無の確認に留まらず、当該作品（コンテンツ）を含む動画等が学習データに含まれているか否かについて確認・回答させるべき。
- 列挙されていない事項であっても、法的救済の実現や法令遵守といった正当な理由が求められる限りは開示要求が可能であることを追記すべき。

## 3. 原則2について

- 学習データは、個々のURLレベルで開示されるべき。
- 透明性と説明責任の確保のため、権利者が正当な利益を有するトレーニングデータの完全な記録を取得できるようにすべき。
- 手数料・回数制限は「濫用防止」目的に限定し、萎縮防止の上限目安と減免を示すべき。
- 手数料や回数制限は、弱い権利者ほど不利になり得るため、低額・免除基準、個人クリエイター配慮を意識すべき。
- 「一定の手数料」や「回数制限」等の濫用防止策について、業界標準となる具体的な目安（ひな形）を政府主導で検討すべき。
- 原則2・3に実演家の限定開示（Yes/No確認）と第三者機関による非訴訟型確認ルートを追加すべき。
- そもそもこのような問い合わせが発生しないように【原則1】イにてできる限りすべての学習データ情報を詳細に公開すべき。

## 3. 原則2について

- 原則2において「訴訟提起、調停申立て、ADR（裁判外紛争解決手続）その他の法的手続を現に行い」とあるが、法的手続は相当の準備があってはじめてできるものであって、権利者が上記の行為を行う前段階にこそ学習データの開示が必要である。
- 原則2・3が想定する、特定URLやドメインがクローラ対象／提供データに含まれるか等の確認手段は、情報の非対称性を緩和し、権利救済の実効性を高める。
- 特定のドメイン（URL）がクローラの収集対象に含まれているか、あるいは第三者から提供された学習データソースに含まれているかを開示することを求めることは、モデルトレーニングの実態を正確に反映していない。元の学習データはモデル内に保存されないため、特定の出力を単一のソースURLまで追跡することは意味をなさず、技術的にも大変困難。

## 3. 原則2について

- 情報収集の手段としては、本件文書に記載されている訴訟提起後の当事者照会（民事訴訟法第163条）のほか、訴え提起前の当事者照会（同法第132条の2）や、弁護士法第23条に基づく照会制度など、既に複数の法的手段が整備されており、既存の証拠開示制度で足りる。
- 権利者が訴訟提起を準備している場合に生成AI事業者が自発的に自ら不利になる可能性のある情報を開示することはおよそ望めず、開示に応じるインセンティブがないため、実効性が疑問。
- 被疑生成AI生成物に用いられた生成AIの特定を「開示の求めが満たすべき事項」に加える等、濫用的な要求を防止するための仕組みを設けるべき。
- 基盤モデルの訓練および提供を行わず、他社が提供するモデル（API等）を利用してサービスを提供する事業者に関しては、本コードの適用対象外とすべき。
- 本原則は、学習データの具体的内容、学習方法、モデルの内部構造、パラメータ等の詳細な技術情報の開示を事業者に求めるものではないことを明記すべき。

## 3. 原則2について

- ログが存在しない場合や確認に多額の費用を要する場合には不明との回答を行えることを明記すべき。
- 生成 A I 提供者において回答できない場合があり、「生成 A I サービスに搭載された生成 A I モデルを開発した者の名称」での回答を可能とすべき。
- オープンウェイト等の基盤モデルに追加学習（ファインチューニング、継続事前学習等）を行った場合の原則 2・3 の適用関係が不明確。
- 事業規模やリソースを考慮し、スタートアップに対しては開示義務の段階的な適用や、簡便な対応プロセスの策定など、開発スピードを損なわない具体的な配慮を求める。
- 透明性の確保、民民間の対話の促進の趣旨からは、原則1にて足るため原則 2 は不要。
- サービス運用をしていない上流に、実務上の問い合わせ対応や説明責任が波及する懸念がある。原則 2 の回答主体は原則として当該サービスの提供者であることを明記し、上流開発者や再頒布者を過度に巻き込まない線引きを入れるべき。

## 4. 原則3について

- 利用者が意図せぬ侵害を回避し、安心して作品を発表するための有効な手段となり得るもの。
- 「訴訟提起、調停申立て、ADR（裁判外紛争解決手続）その他の法的手続に用いる目的で利用しない旨を誓約していること」とあるが、こういった理由でこの文言があるか理解できない。海賊版、無断転載、流出した資料、児童ポルノ、学習禁止を明示された投稿プラットフォームからのデータ、あるいはrobot.txtや学習阻害措置が施されたデータ等、現状でも学習に用いるべきでないと我が国のガイドラインでも示されているようなデータが出てきても訴訟等に利用するなということか？本項目は必要ない。
- 開示する時期について具体的な期限を設けるべき。
- 「求めがあり条件を満たす場合に回答を行う」とあるが、なぜ被害者が労力を払わなければいけないのかがわからない。「求めがあった場合」でなく、原則として常に開示すべき。

## 4. 原則3について

- AI生成物の便益を直接享受するのは利用者であるため著作権侵害の有無等を確認するための手続コストを、生成AI事業者に一律に課すことは、負担の所在の観点から合理性を欠く。
- 既存の証拠開示制度との役割分担の整理が必要。例えば、生成AIコンテンツを公開した利用者が著作権者から著作権侵害の警告を受けた場合には、弁護士会照会や調査嘱託といった既存法の証拠開示制度を活用できるため、原則3の利用場面は限定的にとどまると考えられる。
- 広範に開示を認めることは、開示請求先となる企業に対し、必要以上の負担を生じさせることとなるほか、開示請求がみだりに乱発されるリスクがある。
- 生成AI利用者が自身の生成物と類似するコンテンツが学習データに含まれているかを照会できる仕組みを実現するのは技術的に困難。
- 芸術的な画像作品などは、複数のプロンプトやその他の手法を用いて段階的に生成・調整されることが一般的。その結果として、オンライン上の既存作品と一定の類似性が見られたとしても、それが直ちに独立創作でないことを意味するものではない。

## 4. 原則3について

- 生成者が、自身の生成物が他人の権利を侵害していないか確認する手続きは実務上のニーズが乏しく、事業者への過度な負担となるため削除すべき。
- ユーザーは、自身がAIを利用して生成したコンテンツと既存の著作物との類似性が高いと判断した段階で、依拠性を確認するまでもなく当該生成物の公開を差し控え、または取り止めるのが通常。類似性を意識しつつも、依拠性を満たさないことを信じて公開を実施または継続しようとするのは一部ユーザーにとどまると思われ、そのようなユーザーへの対応のために独立した本原則を設ける必要性に疑問。
- 「開示の求めが満たすべき事項」として、例えば「類似コンテンツの生成を企図していないプロンプトで生成した事実を証明できること」を追加すべき。

## 5. 例外の内容について

- OSSライセンスの提示をもって内容の開示に代えることができるとする例外規定について、「例外」が生成 AI 事業者の抜け道とならないよう実務の実態に即した柔軟な運用とすべき。
- 規約で適用除外・制限する場合には、対象範囲、理由、代替措置、第三者への影響まで説明させるべき。
- 「エクスプレイン」は やらない理由だけでなく、1代替措置 2リスク評価 3実施予定（ロードマップ） 4第三者検証の有無を最低限の様式とすべき。
- 「コンプライ・オア・エクスプレイン」の枠組みにおいて、単に説明を行えば足りるとされる場合と、エクスプレインが成立しない場合とを明確に示している点を強く支持する。
- 草案のままでは実質的な逃げ道があり、「オープンソースのAI使用」と書くだけで、それらに別途用意したデータを再学習させたとしてもオープンソースのため開示不可と言われれば追及が困難になっていると読める。

## 5. 例外の内容について

- SMEは、コストが原因で対応できない割合が多くなると予測される。政府の実施する事業等にSMEが選考場面等で不利になってしまい、スタートアップ振興などの重要な目的が妨げられる可能性があるため、一定のインセンティブを与えるべきではない。
- オープンソースソフトウェアや外部基盤を利用する事業者に対する例外を設けているものの、その内容は限定的であり、実務上の負担軽減としては不十分。